

国別データ比較







公益社団法人アニマル・ドネーション

HP: <http://www.animaldonation.org/>

E-mail: info@animaldonation.org

※資料転載・引用は禁止

国	対象と定義
 <p>日本1.27億人 犬992万頭猫987万頭(2015年度)</p>	<h2>「動物は命あるもの」</h2> <p>✓環境省発表 動物愛護管理法基本概要より、”すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。”と明記されている。 ※参照元https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.html</p>
 <p>ドイツ 0.83億人 犬702万頭猫1,196万頭(2015年度)</p>	<h2>「動物は物ではない」</h2> <p>✓1986年の改正「同じ被造物たる動物に対する人の責任として、動物の生命や健康を保護することにある」 ✓1990年の民法改正で「動物は物ではない」(第90a条)</p>
 <p>EU全体 5億820万人 犬猫飼育数 不明</p>	<h2>「感受性のある生命存在」</h2> <p>✓1997年のアムステルダム条約にも動物福祉に関する特別な法的拘束力を持つ議定書が盛り込まれ、そこでは「家畜は単なる農産物ではなく、感受性のある生命存在Sentient Being」として定義された。 ※参照元: http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h25eu-animal.pdf ※参照元: http://www.hars.gr.jp/taikai/10th.taikai/symposium/2-03nagamatsu/syouroku.htm</p>
 <p>フランス 約6,633万人 犬724万頭猫1,280万頭(2015年度)</p>	<h2>「動物は人間と同じく感覚ある存在」</h2> <p>✓フランスは「自然保護に関する1976年7月10日の法律」(Loi n° 76-629 du 10 juillet 1976 relative à la protection de la nature)で動物は人間と同じく「感覚ある存在」(être sensible)と規定した(15)。 ※参照元: http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/072005.pdf</p>

各国との比較～憲法・条例の進化

国	保護愛護に関する 法設立年度	保護愛護に関する 法の見直し、改正の動き	法設立・改正にまつわる 社会的背景
 日本1.27億人 犬992万頭猫987万頭(2015年度)	1973年動物保護管理法 (正式名称:動物の愛護及び管理に関する法律) 1951年動物虐待法が初めて作成される(国会未提出) 1970年動物保護法案が国会に提出されたが不成立	1999年(動物は命あるもの)・2005年 (取扱業→届出制へ、動物実験払下げ禁止)・2012年(飼い主の責任強化)の3回にわたって改正	✓ 欧州において動物保護関連の活動は法制定が活発だった1800年代、日本では狩猟は家畜に関する規則の制定が多かった。戦後、動物愛護に関わる活動が動き始めたものの、法制定までに20年近くかかった。
 イギリス0.63億人 犬872万頭猫927万頭(2015年度)	1822年マーティン法(畜獣の虐待・不当な扱い防止) 1835年動物関連法 1876年動物実験の規制等を制定 1911年動物保護法 1951年ペット動物法(販売規定の制定) 2006年新動物福祉法	1854年犬の保護等の追加。「動物虐待のより効果的な防止のための法律」の改正	✓ 18世紀半ばの産業革命は農業革命へ ✓ 動物虐待防止・動物保護活動を行う「RSPCA」が1824年にイギリスにて設立。模範組織として、動物保護業界を牽引中。 ✓ 1965年5つの自由提唱、2006年に条文化
 ドイツ 0.83億人 犬702万頭 猫1,196万頭(2015年度)	1871年動物虐待罪(刑法典の改正) 1933年動物保護法(虐待や実験に関する規則) 1990年民法改正(動物はものではないことを規定) 2002年基本法(日本における憲法に相当)に動物保護が導入。	1972年・1986年・2002年・2006年・2013年に改正	✓ 環境問題に関しても、他国より一歩前に進んでいるドイツ。歴史は古く18-19世紀に遡る。1933年のナチスドイツ政権下において、一般の人の中で、環境や動物の保護に関する関心が高まった。世論の支持獲得を目的に、法が設立。以降も、法は残り続け、改正を重ね、今にいたる。 ※3
 アメリカ3.18億人 犬7,047万頭 猫7,273万頭(2015年度)	1966年実験動物福祉法 1985年修正動物福祉法の制定 ※アメリカは連邦制という特徴を反映して、各州、各都市で、独自に動物虐待防止法等を詳細な規定で設けて執行している。	1970年・1976年・1985年 1978年実験動物の管理と使用のための手引のとりまとめ	✓ 動物福祉法の目的は、犬猫の所有者をペットの盗難から守ることにあった。この法律をきっかけに、動物商は免許制に、動物実施設は、登録制となった。 ✓ 1860年代にアメリカの3大レスキューが誕生している(ASPCA, MSPCA, OHS)
 EU全体 5億820万人 犬猫飼育数 不明	1992年 ペット動物の保護に関する欧州条約(欧州評議会) ※ 1997年新欧州連合条約の議定書では、加盟国は国内法で「動物福祉への十分な配慮」をすることが義務付けられました。	ペット動物の福祉に関する原則(動物福祉の基本原則、ペットを飼育する者の責任、繁殖、ペット動物関連施設、非医療目的の外科手術の制限等)が追加記載されている。	✓ 1949年に国際社会の基準策定のために、欧州の国際機関として欧州評議会設立。その後、1993年欧州連合条約発効し、EUが設立。 ✓ 現在迄に畜産、実験動物、屠殺、輸送、ペット動物に係る5種類の欧州条を制定。 ※2





※1 環境省:「動物の愛護管理の歴史的変遷」https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/arikata/h16_01/mat04.pdf

※2 国立国会図書館:<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/072005.pdf>

※3 四天王寺大学大学紀要 中川亜紀子<http://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/toshokan/kiyou/54/kiyo54-31.pdf>

※人口/「WHO世界保健統計2014」 ※飼育頭数/協力:一般社団法人人とペットの幸せ創造協会 データ:ユーロモニター 一般社団法人 ペットフード協会

各国との比較～生体販売・業者・飼育環境のに関する法比較

国	犬猫(コンパニオン・アニマル)の飼育環境に関する規制	動物取扱業の法規制	許認可・登録の取り消し	罰則
 日本1.27億人 犬992万頭 猫987万頭(2015年度)	<p>✓2012年の法改正において、動物取扱業に対する規制の強化は前進した。 ある程度の基準枠は作られたものの、詳細な数値での、飼育環境基準が設けられていない。</p> <p>✓数値的基準が設けられていない</p>	登録制 ※1	無 ※1	懲役 罰金 ※1
 イギリス0.63億人 犬872万頭 猫927万頭(2015年度)	<p>✓2006年に改正された新法により、すべての脊椎動物の保持者と飼育者に対し、動物の福祉を保証する義務を負わせている。 飼養責任者が動物のニーズに似合うものを確保しなければならないとする「飼養(ケア)の義務」という概念を導入。飼養下にある動物のニーズに見合うものを提供しない場合これを違法とする。動物が苦痛の兆候を示すまで待つことなく、動物が実際に苦しむ前に法の執行者が介入することもができる。</p> <p>✓数値的基準が設けられている ※有効なソースがなかったため資料記述不可</p>	許可制 ※1	有 ※1	罰金・ 禁固 ※1
 ドイツ 0.83億人 犬702万頭 猫1,196万頭(2015年度)	<p>✓犬を飼う上での、厳密な保護統制が敷かれている ドイツでは、2001年に「動物保護—犬に関する命令」が施行。犬命令は、動物保護の観点から、犬の飼育者等が順守すべき飼育方法等の基準を具体的に規定しており、違反すれば罰金となる場合がある。犬命令は、ペットショップに対しても適用され、ペットショップでの犬の販売を間接的に抑制している。また、ドイツでは犬を保有する者に犬税が課せられる。犬税は、市町村税であり、ドイツのほとんどの自治体で導入されている。</p> <p>✓数値的基準が設けられている(以下一部抜粋) ・商業的に繁殖する者は、犬10頭及びその子犬につき管理者1名を配置(第3条) ・檻の最小床面積は、体高50cm未満で6㎡、50～65cmで8㎡、65cm以上で10㎡(第6条) ・つなぎ飼いの場合、長さ6m以上のレール上をスライドできるようにリードを取り付け、かつ、レールに対して横方向(レールに対して90°の方向)にも5m以上動けるように設置(第7条) ※3</p>	許可制 ※1	有 ※1	罰金・ 自由刑・ 拘束刑 ※1
 アメリカ3.18億人 犬7,047万頭 猫7,273万頭(2015年度)	<p>✓人道的基準が設けられている 動物者、給水、獣医学的ケア、衛生、輸送についての基準が定められている。たとえば、犬猫を収容する施設は、適切な冷暖房なされ、汚物の除去が可能で、自由に向きを変えられ、立ち座りや横たわることが容易で、しかもこれらが快適で、通常の姿勢でできなければならない。霊長類、ウサギ、モルモットなどについても、基準が設けられている。</p> <p>✓数値的基準が設けられている(以下一部抜粋) ・体重4キログラム以下の猫には、3.0平方フィート以上の面接を与えなければいけない。 ・温度が10度を下回るときは、乾いた敷料、堅固な休息棚、その他、体温を保つものを与えなければならない。周囲温度が、29.5度以上のときは、ファン、送風機、エアコンなどの補助通気装置を用いなければならない。</p>	許可制 ※1	無 ※1	罰金・ 禁固 ※1


※1 環境省: https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/aikata/h16_04/mat04.pdf

※2 ALIVE資料より抜粋: https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/aikata/h16_04/mat04.pdf

※3 環境省資料: http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8748098_po_0830.pdf?contentNo=1

※人口/「WHO世界保健統計2014」 ※飼育頭数/協力:一般社団法人人とペットの幸せ創造協会 データ:ユーロモニター 一般社団法人 ペットフード協会

各国との比較～飼育環境に関する具体的規制

国	収容場所の大きさ	温度	照明	換気	特徴
 日本1.27億人 犬992万頭 猫987万頭(2015年度)	ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。	動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間(午後八時から午前八時までの間をいう、以下同じ。)に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。			2015年10月、環境省はブリーダー業者に対して、親犬への過度な負担を避けるために年間繁殖回数を制限し、犬や猫一頭あたりの飼育ゲージの広さについても具体的な数値指標を設ける方向で調整に入っている。「動物愛護法」で定められている、ペット動物の深夜販売の禁止法制度は、欧米主要国ではあまり見当たらない。
 イギリス0.63億人 犬872万頭 猫927万頭(2015年度)	適切であるかを考慮すると定められている。自治体レベルでは、具体的なケージ等の広さ、高さをペットショップの許可要件として示している例がある。	適切であるかを考慮すると定められている。			1951年ペット動物法、1963年動物収容施設法、1973年犬の繁殖施設法によって、必ずしも自治体間での統一基準は見当たらないが、各自治体がペットショップ・動物収容施設・犬の繁殖施設の許可要件を定めている。
 ドイツ 0.83億人 犬702万頭 猫1,196万頭(2015年度)	行動を妨げられずに動くことができ、かつ、横になれること等の条件を満たさなければならない。	犬舎は断熱効果のある健康を害さない素材から成るものでなくてはならない。	犬の屋内飼育につき自然採光が保証されなければならない。自然採光がほとんどできない室内の場合、自然の昼夜の長さに合わせて照明が必要。	室内には新鮮な空気の十分な供給が保証されなければならない。	ドイツでは、ペットショップでの犬の販売は法令上禁止とはされていないが、右に挙げた項目以外にも厳しい法制があり、実際に遵守することは困難であり、現実的には商売として成り立たないことから、ドイツのペットショップではほとんど犬は販売されていない現状も報告されている。
 アメリカ3.18億人 犬7,047万頭 猫7,273万頭(2015年度)	18州とコロンビア特別区は、動物が立ち上がり、座り、自然な姿勢をとることができる十分な空間を供給することを求めている。	11州とコロンビア特別区は、収容されている動物の快適さ・健康を促進するよペットショップに一定範囲での温度の維持を求めている。	デラウェア州:屋内収容施設の犬には、自然または人工による十分な照明を与えることや過度の照明から保護する覆いをするなどを定めている。 メーン州:ペットショップにおけるすべての動物につき、1日あたり最短でも8時間の照明にさらさなければならない。	14州とコロンビア特別区は、有害な臭気、湿気、結露を最小限とするための換気を施設に求めている。	各州での動物取扱業の規制方法・対象は多様である。

※「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014)を参考にアニドネにて一覧表を作成

※日本「動物愛護管理法」動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」





※米国「ALIVE資料:海外の動物保護法【米国】動物福祉法・全文 1966年制定 アメリカ合衆国・連邦法 地球生物会議 ALIVE翻訳資料」

※人口/「WHO世界保健統計2014」 ※飼育頭数/協力:一般社団法人人とペットの幸せ創造協会 データ:ユーロモニター 一般社団法人 ペットフード協会

各国との比較～ペット市場について



国	ペット市場規模 (フード・アクセサリ含)	生体販売の様子	参考
 日本1.27億人 犬992万頭 猫987万頭(2015年度)	1兆3794億円		市場規模: 「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」 (国立国会図書館,2014) 写真:レンポジ
 イギリス0.63億人 犬872万頭 猫927万頭(2015年度)	64億ユーロ (約1兆1136億円)		市場規模:”Market value of pet care products in the United Kingdom (UK) from 2011 to 2016” (Statista, 2016) 写真: Getreading, “Pet store puppy petition row sees thousands sign up in online protest”, http://www.getreading.co.uk/news/reading-berkshire-news/pet-store-puppy-petition-row-10729850
 ドイツ 0.83億人 犬702万頭 猫1,196万頭(2015年度)	約37億ユーロ (約3831億円)		市場規模:「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014) 写真: Bloomberg, “The World’s Biggest Pet Store has 250,000 animals”, http://www.bloomberg.com/news/features/2015-08-19/the-world-s-biggest-pet-store-has-250-000-animals
 アメリカ3.18億人 犬7,047万頭 猫7,273万頭(2015年度)	508.4億ドル (約3兆9千億円)		市場規模:「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014) 写真: DOGSPiRED, “Animal Welfare Groups Work to Prevent Pet Store Puppy Sales”, http://dogspired.com/animal-welfare-groups-work-to-prevent-pet-store-puppy-sales/

各国との比較～行政について

	犬猫の飼育頭数 ※3(単位1000頭)	行政愛護センター数	備考
日本 約1.27億人 	犬 9,917 猫 9,874 (2015年度)	114 (※5) (※1 うち殺処分をしている行政は93)	(※6) 野良猫の赴任去勢手術に対して、助成制度を設けている自治体は増加傾向にあり、平成25年度は39(前年度30)。自治体によって野良猫の棲息数が異なるため、予算額や予定頭数には差があり、最も少ないのは富山市の0円(10頭分)、最も多いのは横浜市の3,000万円(6,000頭分)。また、1頭あたりの助成金額も地域によって差が生じているが、不妊去勢手術の金額は病院や地域によって大きく異なっており、今後、よりボランティアが野良猫の不妊去勢手術を行いやすくなるような助成制度の構築が必要である。
イギリス 約0.63億人 	犬 8,722 猫 9,266 (2015年度)	無し(※2)	(※2) 主に民間動物保護団体が動物保護施設を運営し、飼い主斡旋等を行っている。主な運営団体としては、王立動物虐待防止協会(Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals: RSPCA)をはじめ、バタシー・ドッグズ&キャッツ・ホーム(Battersea Dogs and Cats Home)、犬専門のドッグズ・トラスト(Dogs Trust)、猫専門のキャッツ・プロテクション(Cats Protection)などがある。資金の多くが寄付・遺贈によるものである。例えば、RSPCAの収入約1.2億ポンド(2013年)のうち、約1億ポンドが寄付・遺贈である。2008年以降の景気低迷でペットが飼えなくなった飼い主が急増し、動物保護施設に入居する捨て犬・猫の数が急増した。ドイツと同様、入居頭数の増加に加え、寄付額にも影響が及んだことから、施設の資金難が報じられた。
ドイツ 約0.83億人 	犬 7,017 猫 11,965 (2015年度)	無し(※2)	(※2) 各地の動物保護協会(民間団体)が運営する全国500か所以上の動物保護施設「ティアハイム」(Tierheim)が、飼い主斡旋等を行っている。施設の犬猫を引き取って飼い主となるには飼育環境等の審査があり、安易な譲渡を防いでいる。ドイツ動物保護連盟(Deutscher Tierschutzbund)は、各地にある750以上の動物保護協会を束ね、計80万人以上の会員を擁する全国組織である。
アメリカ 約3.20億人 	犬 70,466 猫 72,734 (2015年度)	国、州単位の数字の記載がない為 2つの市を例として挙げます。 7 (※7) ロサンゼルス (カリフォルニア州) 3 (※8) フォートワオース (テキサス州)	(※2) アメリカでは、自治体が運営する公共の動物保護施設と民間の動物保護施設とがあり、それぞれ飼い主斡旋等を行っている。主な民間動物保護団体としては、全米人道協会(Humane Society of the United States: HSUS)、米国動物虐待防止協会(The American Society for the Prevention of Cruelty to Animals: ASPCA)、ベストフレンズ・アニマルソサエティ(Best Friends Animal Society)、猫専門のアレイ・キャット・アライズ(Alley Cat Allies)などがある。これらの団体の資金は、大部分が寄付・遺贈によるものである。自治体が運営する動物保護施設が予算削減による資金難に直面する事例もある。一例として、ロサンゼルス市のある動物保護施設は、市が2008年に1900万ドル以上の税金を投入して建設したが、予算の削減により運営に必要な人員を配置できない状態に陥った。市は、一定期間、公民パートナーシップとして民間動物保護団体に施設の運営を委ねる契約を結び、同団体が運営費を負担することにより本格的な運営が行われることとなった。

※1 地球生物会議発行 全国動物行政アンケート結果報告書平成25年度版
 ※2 「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014)
 ※3 飼育頭数/協力:一般社団法人人とペットの幸せ創造協会・データ:ユーロモニター一般社団法人ペットフード協会
 ※4 各国人口「WHO世界保健統計2015」
 ※5 「動物の愛護と適切な管理 人と動物の共生をめざして」地方自治体連絡先一覧
 ※6 ALIVE資料集 No.26 海外の動物保護法シリーズNo. 7
 ※7 Department of animal care and control county of Los Angeles ホームページ
 ※8 City of Fort Worth Animal care and control center ホームページ

各国との比較～犬猫殺処分等の状況

人口と飼育頭数	殺処分数 (赤字: 收容された犬猫の殺処分率)		TNR (一部抜粋)	殺処分 抑制に向けた取 り組み(抜粋)	寄付 (一部抜粋)
	保護施設・行政等	狩猟(駆除)			
 日本1.27億人 犬992万頭 猫987万頭(2015年度)	・犬 2.2万頭 ・猫 8.0万頭 (行政2014年度) (約7割)	・ノイヌ・ノネコ 約300頭 (行政2014年度)	・補助や助成金制度を34の 自治体を実施 (西宮市の場合: 1匹につき 去勢3000円 避妊5000円)		
 イギリス0.63億人 犬872万頭 猫927万頭(2015年度)	・犬 1～1.3万頭 ・猫 1.7～2万頭 (約1割) (保護施設2010年度) ・野良犬9000頭 (自治体2012年度)	不明	・動物保護団体が推進 ・18,500頭 (キャッツ・プロテクション2012)		・王立動物虐待防止 協会(RSCPA)の収入 約1.2億ポンドのうち 約1億ポンドが寄付 (2013年度)
 ドイツ 0.83億人 犬702万頭 猫1,196万頭(2015年度)	・犬猫ともに0 (0) (ティアハイムで原則禁止) ※安楽死はあるが未公表	・犬77頭 ・野良猫1万頭 (ノルトライン・ヴェス トファーレン州2012年 度) * 2015年より猫 銃殺は狩猟法によっ て禁止	・動物保護団体が推進 ・野良猫の不妊去勢の 義務化を議会などに呼び かけ	・「動物保護-犬に 関する命令(2001 年に施行)や「犬 税」で犬を安易に 飼うのを防ぐ	・ドイツ動物保護連 盟の収入約1,060万 ユーロのうち約900 万ユーロが寄付 (2012年度)
 アメリカ3.18億人 犬7,047万頭 猫7,273万頭(2015年度)	・犬猫約270万頭 (約3~4割) (保護施設2012~2013年度)	不明	・1990年代に定着 ・240の自治体がTNRを 支援する条例を制定	・ペットショップに 対する犬猫の販 売規制	・全米人道協会 (HSUS)の収入約1億 8,000万ドルのうち約 1億6,000万ドルが寄 付(2012年度)

※「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014)を参考にアニドネにて一覧表を作成

※TNR日本は「猫の保護(愛護)及び管理に関する条例、規則、要項等の概要」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/files/h27_2_4.pdf

※【狩猟に関して補足】ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の2012年の統計には1割ほどロードキル(交通事故死)数を含む。

https://www.umwelt.nrw.de/fileadmin/redaktion/PDFs/naturschutz/jagd/2014-2015_jagdstrecke.pdf

https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_text?anw_nr=2&gld_nr=7&ugl_nr=792&bes_id=3848&aufgehoben=N&menu=1&sg=0#det338783

同州において2015年より猫の銃殺が州の狩猟法によって禁止

<https://www.umwelt.nrw.de/natur-wald/jagd-und-fischerei/jagd/>

ドイツ ザーランド州では州の法律では猫の銃殺は許されているものの、狩猟協会州支部の規則で禁止としたので数年前から狩猟数は0

※人口/「WHO世界保健統計2014」 ※飼育頭数/協力:一般社団法人人とペットの幸せ創造協会 データ:ユーロモニター 一般社団法人 ペットフード協会